

国民年金保険料の納付率実績と収納対策について

【目次】

I 平成16年度の事業実績

(1) 納付の状況	1
(2) 収納対策の実施結果	3
(3) 対策本部の活動結果	8

II 平成17年度以降の取組み

(1) 基本的な枠組み	12
(2) 具体的な取組み	17
(3) 行動計画(アクションプログラム)	23
(4) 収納対策強化事務局の指定	25

〔参考〕国民年金の収納対策等の実施スケジュール	26
-------------------------	----

平成17年7月

社会保険庁

I 平成16年度の事業実績

(1) 納付の状況

○ 納付率

- 平成16年度の現年度分にかかる納付率は63.6%となり、前年度比で0.2ポイント増加したが、行動計画上の16年度目標納付率(65.7%)には2.1ポイント及ばぬ結果となった。
- また、過年度分にかかる納付率は5.1%(3.0%+2.1%)となり、前年度比で0.2ポイント増加。その結果、現年度分及び過年度分を合わせた納付率は68.7%となり、前年度比0.4ポイントの増加となった。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
現年度分	62.8%	63.4%	63.6%
前年度分	2.3%	3.4%	3.0%
前々年度分	1.3%	1.5%	2.1%
計	66.4%	68.3%	68.7%

○ 納付月数

平成16年度中に納付された保険料のうち、現年度にかかる分は、前年度比382万月(2.8%)の減少となったが、過年度分にかかる分は、前年度比61万月(5.8%)の増加となり、過年度分を含む納付月数全体では、前年度を321万月(2.2%)下回った。

【単位：万月】

	13年度	14年度	15年度	16年度	対前年度比
総納付月数	14,458	14,337	14,539	14,218	△2.2%
現年度納付月数	13,673	13,627	13,492	13,111	△2.8%
過年度納付月数	786	710	1,047	1,107	5.8%
前年度分	485	458	738	647	△12.4%
前々年度分	301	252	309	461	49.3%

○ 納付対象月数

2億613万月（前年度比△3.1%）

$$\text{注) 納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

※ 納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数及び学生納付特例月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

（注）平成16年度の第1号被保険者数の減少による影響など加入・納付状況の詳細、分析は資料2を参照。

(2) 収納対策の実施結果

① 行動計画に基づく実施結果

平成16年度の行動計画に基づく収納対策の実施結果は、各納付督促ともにほぼ計画どおり「行動目標」を達成。一方、納付率は、平成15年度に引き続き前年度を若干ながら上回り、下げ止まってはいるものの、行動計画上の目標納付率（65.7%）には及ばず、依然として厳しい結果であった。

その主な要因としては、

- ・ 行動計画の策定と実行は、年度後半からであり、とかく「量的」な達成のみに傾注した取組となったため、各督促間の連携などを踏まえた「質的な」対応が不十分であったこと。
- ・ 年度トータルでは目標をほぼ達成しているが、厳密な進捗管理が徹底されておらず、月単位や事務局単位に見た行動目標は、計画どおりとはならなかったこと。

等があげられる。

〔平成16年度納付督促目標達成状況〕

	16年度実績	16年度目標	達成率
電話納付督促	649万件	649万件	99.9%
戸別訪問督促	1,341万件	1,322万件	101.5%
催告状発行件数	4,021万件	4,165万件	96.5%
集合徴収案内件数	1,929万件	1,757万件	109.8%

② 16年度から開始した収納対策

○ コンビニエンスストアでの保険料収納

被保険者、特に若年層の利便性の向上を図るため、16年2月からコンビニエンスストアでの保険料納付を可能とし、16年度は約347万件（約593万月）の利用があった。

○ 口座振替の利用を勧奨

平成17年度からの口座振替割引制度の導入にかかる周知をはじめ、口座振替勧奨を積極的に推進した結果、利用率は前年度と比べて1.9ポイント上昇し、37.0%となった。

○ インターネット・携帯電話による保険料収納の開始

被保険者、特に若年層の利便性の向上を図るため、16年4月からインターネットや携帯電話での保険料納付を可能とし、16年度は約7万件（約17万月）の利用があった。

○ 失業者への免除制度等の周知

平成16年度よりハローワークとの連携を深め、失業者に対する説明会等の機会を活用し、種別変更の手続きや失業による免除制度に関する周知徹底を図った。

○ 未納者に対する加入状況のお知らせ

平成16年10月より、未納者に送付する催告状に、これまでの加入状況(国民年金、厚生年金、船員保険の合計加入月数)を具体的に明記し、納付済期間を確認いただくことで納付意欲の喚起と制度に対する関心の惹起を図った。

○ 保険料納付額のお知らせの送付

保険料納付意識の徹底を図るため、平成17年2月より保険料納付額のお知らせを発行した。

なお、平成17年度税制改正により確定申告の際、保険料納付を証明する書類の添付が義務づけられた。

○ 年金広報

- ・ 年金制度に対する理解を深めてもらうため、年金週間（11月6日～12日）において、年金給付を受けるためには原則として25年間の納付済期間が必要であること等、年金制度の基礎的な事項をあらためて周知するための広報を実施した。
- ・ 年度末においては、平成17年4月から実施される口座振替割引制度の拡充などの改正内容を周知するための広報を実施した。
- ・ これらマスメディアを活用した広報の実施に当たっては、内容を十分に理解してもらうため、テレビCMによる広報は行わず、新聞など活字を使用した媒体により実施した。

○ 年金教育の推進

- ・ 年金教育をさらに推進するため、学校関係者との年金教育推進協議会を全ての社会保険事務局に設置した。
- ・ 年金制度の副読本などを用い、中学・高校の教員及び生徒を対象とした年金セミナーを実施した。

〔セミナー実施状況〕

	15年度	16年度	対前年度比
教員対象のセミナー	7,464校(全学校の45.0%)	9,189校(全学校の55.6%)	10.6%増
生徒対象のセミナー	3,170校(全学校の19.1%)	3,616校(全学校の21.9%)	2.8%増

○ 所得情報の取得

平成16年改正における国民年金法の規定の整備によって、市町村からの所得情報の取得に係る法的環境が整ったことを受け、平成16年10月より、順次市町村との連携のもと所得情報の提供を受け、免除対象者への対応等に活用を図った。

* 所得情報の提供状況 (平成17年7月1日現在)		
2,375市町村中	提供可能	2,327市町村 (98.0%)
	審議会待ち等	46市町村 (1.9%)
	提供不可	2市町村 (0.1%)

③ 強制徴収の実施結果

保険料の負担能力が有りながら、世代間連帯の下での納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者を31,497人選定し、最終催告状を発行した。

このうち、納付に応じない3,780人について督促状を発行し、220人に対して差押えを執行した。

(17年6月末現在：詳細は次頁参照)

※ 平成15年度は9,654人に最終催告状を送付し、そのうち納付に応じない394人に督促状を送付、36人に差押えを執行 (17年3月末現在)

○ 強制徴収の実施状況(平成16年度着手分)

	事務局	最終催告状 送付件数	督促状 送付件数	財産差押 実施件数
1	北海道	1,522件	127件	11件
2	青森	400件	54件	2件
3	岩手	503件	45件	5件
4	宮城	599件	80件	1件
5	秋田	397件	21件	1件
6	山形	501件	34件	2件
7	福島	603件	48件	2件
8	茨城	502件	29件	2件
9	栃木	499件	28件	0件
10	群馬	739件	68件	7件
11	埼玉	682件	42件	1件
12	千葉	605件	42件	4件
13	東京都	3,028件	1,559件	21件
14	神奈川県	659件	137件	7件
15	新潟	513件	51件	3件
16	富山	400件	78件	3件
17	石川	420件	6件	1件
18	福井	316件	97件	12件
19	山梨	300件	10件	0件
20	長野	700件	25件	0件
21	岐阜	637件	37件	2件
22	静岡	1,023件	143件	21件
23	愛知	1,600件	62件	3件
24	三重	504件	4件	0件

【平成17年6月末現在】

	事務局	最終催告状 送付件数	督促状 送付件数	財産差押 実施件数
25	滋賀	300件	49件	2件
26	京都	602件	9件	0件
27	大阪	2,709件	14件	2件
28	兵庫	943件	20件	0件
29	奈良	142件	13件	4件
30	和歌山	300件	16件	1件
31	鳥取	300件	1件	0件
32	島根	298件	179件	28件
33	岡山	600件	23件	3件
34	広島	800件	67件	2件
35	山口	600件	18件	7件
36	徳島	301件	2件	0件
37	香川	307件	6件	0件
38	愛媛	506件	68件	2件
39	高知	400件	3件	0件
40	福岡	1,100件	64件	8件
41	佐賀	300件	16件	6件
42	長崎	400件	48件	12件
43	熊本	519件	75件	6件
44	大分	409件	22件	0件
45	宮崎	420件	44件	4件
46	鹿児島	581件	8件	0件
47	沖縄	1,008件	188件	22件
	合計	31,497件	3,780件	220件

(3) 対策本部の活動結果

○ 対策本部は、平成16年度においても、納付率の低調な地域をかかえる地方社会保険事務局及び社会保険事務所を収納対策強化事務局・事務所に指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施した。

① 下記事務局・事務所を収納対策強化事務局・事務所に指定（16年8月10日）

<事務局の指定>

平成15年度納付率が、下位10番までの事務局を指定

※ 青森、茨城、栃木、東京、大阪、兵庫、福岡、長崎、宮崎、沖縄（10事務局）

<事務所の指定>

平成15年度納付率が、下位100番まで（収納対策強化事務局管内の事務所を除く）の事務所を指定

※ 札幌東、仙台東、平、郡山、白河、浦和、春日部、千葉、木更津、佐原、川崎、高津、相模原、名古屋北、熱田、中京、下京、京都南、大和高田、広島東、下関、大分、熊本西、鹿児島北（24事務所）

② 本庁支援の内容

2ヶ月毎（9月、11月、1月、3月、5月）に実施計画の実施状況報告を提出させるとともに、社会保険庁職員を中心とした支援チームを編成し、支援チームによるヒアリングを実施

《支援内容》

ア 実施計画の策定等にかかる指導助言

- ・ 納付率低下の要因分析を踏まえた特別対策の策定（対象者毎の効果的な方策、実施時期、実施体制等）など実施計画策定についての指導・助言
- ・ 定期的に納付実績等を分析・評価し、特別対策の追加など更なる対応についての指導・助言

イ 進捗管理等

- ・ 目標達成に向けた実施計画等の進捗状況の管理
- ・ 地域特性に応じた特別対策に要する経費を別途支援

③ 取組結果

納付率が前年度を上回った事務局は10局のうち7局、また、事務所は24事務所のうち13事務所であった。なお、各事務局及び事務所の取組状況等は10頁、11頁を参照。

		15年度納付率	16年度納付率	対前年度比(指定)	対前年度比(全国)
指定事務局全体	現年度	57.6%	58.5%	0.9%	0.2%
	過年度	5.4%	5.6%	0.2%	0.2%
	計	63.0%	64.1%	1.1%	0.4%
指定事務所全体	現年度	59.9%	60.0%	0.1%	0.2%
	過年度	5.1%	5.3%	0.2%	0.2%
	計	65.0%	65.3%	0.3%	0.4%

○ 収納対策強化事務局の取組状況

事務局	納付率				平成16年度の取組結果等
	区分	15年度	16年度	増減	
青森	現年度	60.8%	62.6%	1.8%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未納者との接触率を高めるため、戸別訪問、電話督促等を夜間・休日に実施。 ○ 納付約束者等を別管理し電話督促と戸別訪問等の連携による事後追跡を徹底して実施。 ○ 所得情報を活用し、低所得者対策を徹底。 ○ 行動計画について、日次・週次・月次での進捗管理を徹底、定着。
	過年度	4.1%	4.1%	0.0%	
	計	64.9%	66.7%	1.8%	
茨城	現年度	61.5%	61.1%	△0.4%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動計画の数値目標は年度合計としてはほぼ達成。ただし、月別行動に遅れが生じるなど、効果的督促の進捗管理が不十分。 ○ 低所得者層対策として所得情報を活用して文書・電話・戸別訪問による対策を強化。 ○ 督促対策ごとの有機的つながりの計画性が不十分。
	過年度	4.3%	4.4%	0.1%	
	計	65.8%	65.5%	△0.3%	
栃木	現年度	61.2%	60.7%	△0.5%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動計画の数値目標は概ね達成。ただし、個別の督促ごとの対象者の選定に失敗。 ○ 低所得者対策として所得情報を活用。一部の地域で情報提供遅延により取組が未完了。 ○ 督促対策ごとの有機的つながりの計画性が不十分。
	過年度	4.7%	4.8%	0.1%	
	計	65.9%	65.5%	△0.4%	
東京	現年度	58.2%	58.3%	0.1%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未納者の属性別に対策を組み合わせ。量的な問題から対策後との連携や追跡が不徹底。 ○ 所得情報を活用した低所得者層対策を強化。一部地域で情報提供遅延により未完了。 ○ 若年者対策として、20歳の取得時や学生に対する制度周知を徹底。納付率は改善傾向(前年+5.73)。 ○ 負担能力を有する未納者対策として強制徴収を拡大(最終催告状3,029件、差押え21件実施)。
	過年度	6.3%	6.2%	△0.1%	
	計	64.5%	64.5%	0.0%	
大阪	現年度	54.1%	54.3%	0.2%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪市対策として特別チームを編成し、未納者特特別の督促を実施。 ○ 電話督促から戸別訪問へと有機的連携により実施。ただし、電話督促の不振により全体として連携が低調。 ○ 所得情報を活用して低所得者層対策と強制徴収に重点。徹底した管理不足により低調。
	過年度	5.5%	5.9%	0.4%	
	計	59.6%	60.2%	0.6%	
兵庫	現年度	61.0%	63.2%	2.2%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動計画の数値目標は、ほぼ達成。このために、16年10月に社会保険事務所の収納要員見直しと事務局の支援を実施。 ○ 一部地域で台風被害による行動計画の遅れが生じたが、年度終盤に回復。 ○ 低所得者層対策として所得情報を活用して徹底的に実施。 ○ 強制徴収対象者の選定に失敗。事業効果が不十分。
	過年度	5.0%	5.4%	0.4%	
	計	66.0%	68.6%	2.6%	
福岡	現年度	60.6%	61.5%	0.9%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動計画の目標はほぼ達成。進捗管理の不徹底により督促効率が低調。 ○ 所得情報を活用した低所得者層対策を順調に推移。 ○ 若年者層対策として20歳到達者に対する制度周知、督促を実施。 ○ 強制徴収を積極的に展開。慎重な対応に、迅速性が不足。
	過年度	4.7%	5.1%	0.4%	
	計	65.3%	66.6%	1.3%	
長崎	現年度	60.9%	59.6%	△1.3%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動計画の数値目標はほぼ達成。督促の品質への配慮不足から効果減少。 ○ 社会保険事務所の体制再編を16年10月に実施。 ○ 事務局と社会保険事務所の間で督促に関する十分な意志統一が図れず、進捗管理が不徹底。
	過年度	3.7%	4.0%	0.3%	
	計	64.6%	63.6%	△1.0%	
宮崎	現年度	59.9%	59.6%	△0.3%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行動計画の数値目標は電話督促をのぞきほぼ達成。行動数値のみが目標化され、督促精度に配慮不足。 ○ 未納者との接触率向上のため、土日・オンライン稼働延長日の電話督促や集合徴収を実施。 ○ 分析・改善指示系統の機能不全により、事務局と社会保険事務所との間で進捗管理等が不徹底。
	過年度	4.2%	4.7%	0.5%	
	計	64.1%	64.3%	0.2%	
沖縄	現年度	43.2%	45.1%	1.9%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年者層対策として20歳適用者に誕生月の前月から接触し、制度説明等による周知を徹底。結果としては、20歳納付率17%と依然低迷。 ○ 口座振替利用率の向上策としてすべての機会に利用勧奨を実施。2.4ポイント上昇するも、まだ全国最低レベル。 ○ 所得情報を活用した低所得者層対策を徹底実施。 ○ 強制徴収を積極的に実施(最終催告状発行1,008件、差押え22件)。
	過年度	4.6%	4.7%	0.1%	
	計	47.8%	49.8%	2.0%	
指定事務局の合計	現年度	57.6%	58.5%	0.9%	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定事務局全体としては、納付率改善。強化指定の効果は両極端に分離。本庁の指示・支援対策の徹底不足。 ○ 現年度保険料の納付率が前年度より低減した事務局は、社会保険事務所に対する指示・命令、支援機能の脆弱な事務局に共通。
	過年度	5.4%	5.6%	0.2%	
	計	63.0%	64.1%	1.1%	

(注) 網掛欄は納付率(前年度+過年度)が前年度を下回った事務局である。

○ 収納対策強化事務所の納付状況

事務局（事務所名）	納付率			
	区分	15年度	16年度	増減
北海道（札幌東） 【白石区、東区、豊平区】	現年度	59.4%	59.8%	0.4%
	過年度	6.9%	6.4%	△0.5%
	計	66.3%	66.2%	△0.1%
宮城（仙台東） 【宮城野区、塩釜市、多賀城市、宮城郡】	現年度	59.4%	60.9%	1.5%
	過年度	5.4%	5.4%	0.0%
	計	64.8%	66.3%	1.5%
福島（平） 【いわき市、双葉郡】	現年度	61.5%	61.2%	△0.3%
	過年度	4.8%	5.5%	0.7%
	計	66.3%	66.7%	0.4%
福島（郡山） 【郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡】	現年度	59.0%	59.7%	0.7%
	過年度	4.2%	4.4%	0.2%
	計	63.2%	64.1%	0.9%
福島（白河） 【白河市、西白河郡、東白河郡】	現年度	62.0%	61.6%	△0.3%
	過年度	3.6%	4.5%	0.9%
	計	65.6%	66.2%	0.6%
埼玉（浦和） 【さいたま市（桜区、浦和区、南区、緑区）、川口市、蕨市、戸田市、浦ヶ谷市】	現年度	60.3%	59.6%	△0.7%
	過年度	5.8%	5.7%	△0.1%
	計	66.1%	65.3%	△0.8%
埼玉（春日部） 【春日部市、さいたま市岩槻区、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、南埼玉郡、北葛飾郡】	現年度	59.8%	59.3%	△0.5%
	過年度	5.3%	5.4%	0.1%
	計	65.1%	64.8%	△0.3%
千葉（千葉） 【千葉市中央区、若葉区、緑区、茂原市、東金市、勝浦市、山武郡、長生郡、夷隅郡】	現年度	59.4%	59.4%	0.0%
	過年度	4.4%	4.4%	0.0%
	計	63.8%	63.8%	0.0%
千葉（木更津） 【木更津市、館山市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、安房郡】	現年度	59.7%	59.3%	△0.4%
	過年度	4.3%	4.4%	0.1%
	計	64.0%	63.7%	△0.3%
千葉（佐原） 【佐原市、銚子市、成田市、八日市場市、旭市、香取郡、匝碓郡】	現年度	62.8%	62.0%	△0.8%
	過年度	3.6%	3.6%	0.0%
	計	66.4%	65.6%	△0.8%

事務局（事務所名）	納付率			
	区分	15年度	16年度	増減
神奈川（川崎） 【川崎市、幸区】	現年度	53.9%	54.5%	0.6%
	過年度	4.6%	4.7%	0.1%
	計	58.6%	59.3%	0.7%
神奈川（高津） 【中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区】	現年度	57.9%	57.9%	0.0%
	過年度	5.4%	5.7%	0.3%
	計	63.2%	63.6%	0.3%
神奈川（相模原） 【相模原市、大和市、津久井郡】	現年度	60.6%	60.1%	△0.5%
	過年度	5.7%	6.0%	0.3%
	計	66.3%	66.1%	△0.2%
愛知（熱田） 【熱田区、中川区、港区】	現年度	58.1%	59.1%	1.0%
	過年度	4.3%	4.4%	0.1%
	計	62.4%	63.5%	1.1%
愛知（名古屋北） 【北区、春日井市、小牧市】	現年度	61.5%	61.2%	△0.2%
	過年度	4.8%	4.7%	△0.1%
	計	66.2%	65.9%	△0.3%
京都（中京） 【中京区、東山区、山科区】	現年度	59.3%	58.8%	△0.5%
	過年度	6.6%	6.6%	0.0%
	計	65.9%	65.4%	△0.5%
京都（下京） 【下京区、南区】	現年度	59.4%	58.9%	△0.5%
	過年度	6.1%	6.1%	0.0%
	計	65.5%	65.0%	△0.5%
京都（京都南） 【伏見区、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡、綴喜郡、相楽郡】	現年度	60.6%	60.5%	△0.1%
	過年度	5.7%	5.9%	0.2%
	計	66.3%	66.4%	0.1%
奈良（大和高田） 【大和高田市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、北葛城郡、吉野郡】	現年度	62.0%	62.1%	0.1%
	過年度	4.3%	4.9%	0.6%
	計	66.2%	66.9%	0.7%
広島（広島東） 【中区、安佐南区、安佐北区】	現年度	60.9%	61.1%	0.2%
	過年度	5.0%	5.0%	0.0%
	計	65.9%	66.1%	0.2%

事務局（事務所名）	納付率			
	区分	15年度	16年度	増減
山口（下関） 【下関市】	現年度	61.5%	63.4%	1.9%
	過年度	4.2%	4.8%	0.6%
	計	65.7%	68.2%	2.5%
熊本（熊本西） 【熊本市、山鹿市、菊池市、鹿本郡、菊池郡】	現年度	60.8%	61.6%	0.8%
	過年度	5.5%	5.7%	0.2%
	計	66.3%	67.3%	1.0%
大分（大分）※注3 【大分市、竹田市、豊後大野市、大分郡】	現年度	60.2%	61.1%	0.9%
	過年度	6.2%	4.3%	△1.9%
	計	66.3%	65.4%	△0.9%
鹿児島（鹿児島北）※注3 【鹿児島市、西之表市、日置市、鹿児島郡、日置郡、鹿毛郡】	現年度	60.1%	61.3%	1.2%
	過年度	5.1%	8.2%	3.1%
	計	65.2%	69.5%	4.3%

指定事務所の合計	現年度	59.9%	60.0%	0.1%
	過年度	5.1%	5.3%	0.2%
	計	65.0%	65.3%	0.3%

- (注1) 「事務局（事務所名）」欄の下段の郡市区町村名は、事務所の管轄地である。
(注2) 納付率の増減は、端数処理のため一致しないことがある。
(注3) 「大分」及び「鹿児島」事務所は、市町村合併により納付率に影響が生じている。
(注4) 網掛け欄は納付率（現年度＋過年度）が前年度を下回った事務所である。

Ⅱ 平成17年度以降の収納対策

(1) 基本的な枠組み

① 収納対策における重点テーマ

・年金制度の周知と記録管理の徹底(※1)

・効率的・効果的な未納者・免除者対策の実施(※2)

② 効率的・効果的な未納者・免除者対策のポイント

・所得情報(磁気媒体)の取得による未納者セグメントと未納者属性等(負担能力、未納期間、年齢等)に応じたきめ細かな収納対策の実施

・国年収納対策のための職員(約1,200人)および国年推進員(3,700人)体制の確保

・各種施策の連携(量から質と量への転換)と職員・国年推進員の役割分担の見直し

・大都市地域、中都市地域、小都市地域別施策の実施

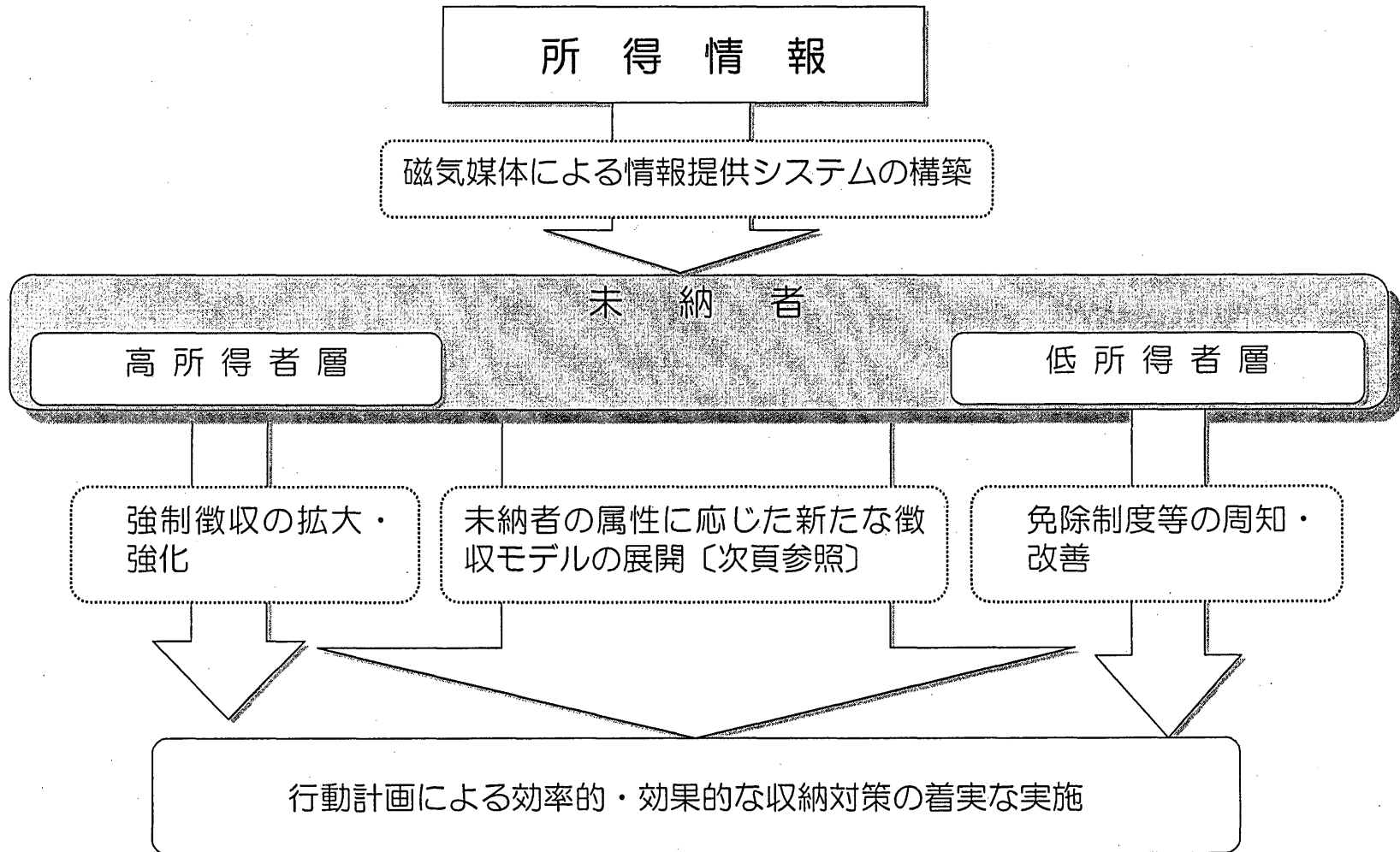
〈次頁概念図〉



※1 年金制度の考え方や内容を周知することで、保険料の納付促進を図るとともに、記録管理の徹底や免除制度の周知を通じ、年金権取得対策を実施する。

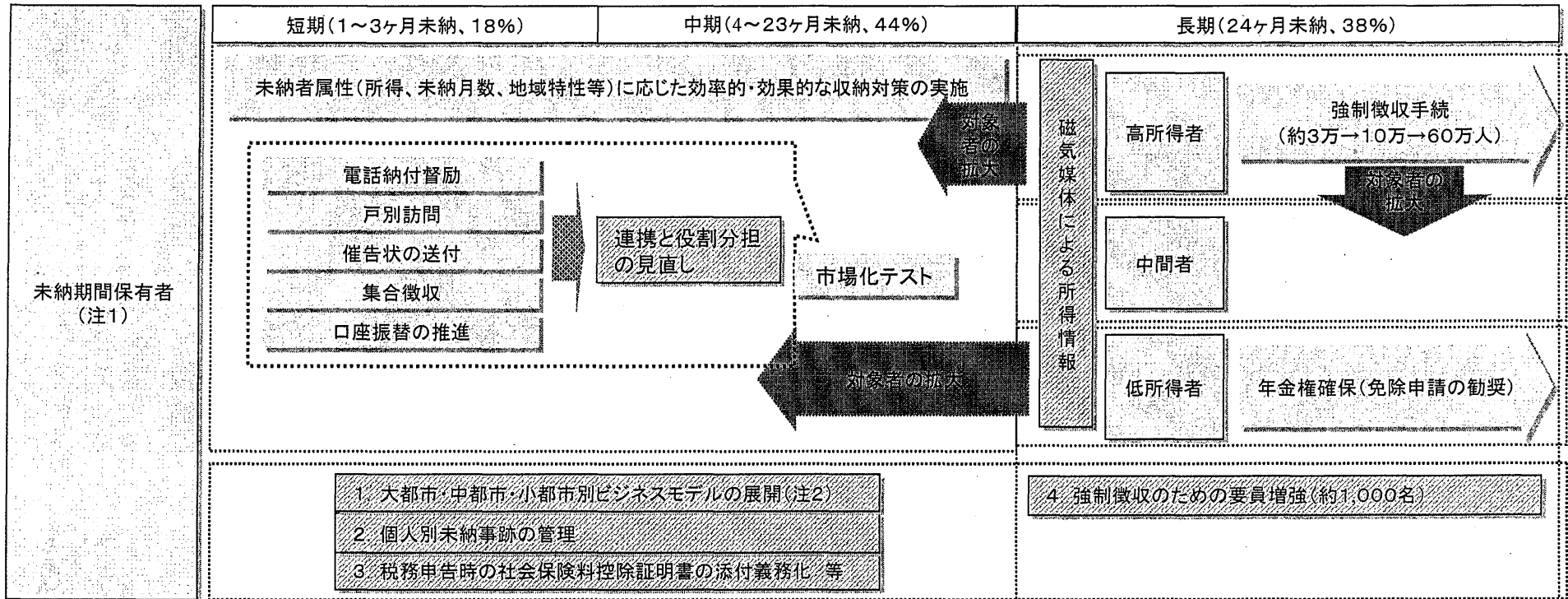
※2 所得情報を活用し、負担能力や未納期間、年齢などの未納者の属性に応じた収納対策を、効率的・効果的に推進することを基本とする。このため、少なくとも一定規模の市町村においては、鍵となる所得情報の磁気媒体での提供が可能となるよう早急に取り組む。

〔 概念図 〕



国民年金保険料の新たな収納対策(全体像)

完納者	口振の推進	納付対象者の37% (含む前納者)→H19に50%目標に推進
	前納者の推進	口振割引と併せて利用を推進
免除者	申請免除	継続的免除申請方式の導入
	学生特例	大学との連携による申請漏れの防止



その他	20才到達者	収納対策として、取得時の制度周知と口振の徹底
	2・3号→1号	2号、3号喪失者に対する職権適用の推進と収納対策の実施
	60才到達者	高納付率の団塊世代の卒業(H19、推定約95万人)による影響把握と若年層対策の実施

(注1) 過去2年間に1ヶ月以上の未納月がある者
 (注2) 大都市対策(新たなビジネスモデルの実施、電話、催告状の効果的活用による対策の実施)、小都市対策(個人ごとの事跡管理による個別訪問を軸とした対策の実施)

行動計画(アクション・プログラム)の策定と進捗管理の徹底

国年納付率向上における新たな取組(New Method)

	これまで(Old Method、H16年度)		これから(New Method)	
1. 磁気媒体による所得情報の取得	—	<ul style="list-style-type: none"> ・H16より紙媒体での所得情報の取得を開始 ・未納者セグメントを一部実施するが、紙媒体の情報のため限定的な活用に止まる 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・磁気媒体による所得情報の入手により、負担能力に応じた効率的・効果的施策の実施
2. 職員、国年推進員の増員	—	<ul style="list-style-type: none"> ・職員(200人)、国年推進員(3,108人)による収納対策の強化 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・職員(1,200人)、国年推進員(3,700人)体制の確保 ・職員(強制徴収、免除勧奨を軸とした業務)と国年推進員の役割分担の見直し
3. 効果的・効率的な施策の実施	—	<ul style="list-style-type: none"> ・施策実施件数に重点が置かれ、質の面での対策が十分とはいえない ・各種施策間の連携が十分ではなく、効果的・効率的施策の実施ができていない 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・量重視から、量と質を重視した施策の実施 ・各種施策の連携の強化
(1) 電話納付督促	649万件	<ul style="list-style-type: none"> ・短期未納者には外注業者が、中長期未納者には職員が電話督促を実施 ・督促件数を重視 ・督促テレマと他の施策の連携が不十分 	927万件 (43%増)	<ul style="list-style-type: none"> ・件数重視から納付につながる督促の推進 ・接触率80%を目標に実施(昨年度は70%) ・納付約束の定義の明確化と戸別訪問との連携
(2) 戸別訪問	1,341万件	<ul style="list-style-type: none"> ・短期未納者には国年推進員が、中長期未納者には職員が戸別訪問を実施 ・電話督促との戸別訪問の連携が不十分 ・訪問件数を重視(面談率が低い、注2) 	1,778万件 (33%増)	<ul style="list-style-type: none"> ・件数重視から納付につながる戸別訪問の推進 ・次の督促を意識したフローチャートの作成 ・面談率向上のためのデータ把握と施策の実施 ・国年推進員に成果主義評価の導入
(3) 催告状の送付	4,021万件	<ul style="list-style-type: none"> ・原則年4回送付 ・送付先は、各事務所で任意に設定 ・送付件数を重視 	4,857万件 (21%増)	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な催告状の送付を推進 ・既に納付している者(送付データとのタイムラグ)やうっかり忘れの者を送付対象から控除 ・未納期間や既納期間によって催告状の内容を変える等、効果的な催告状の送付を実施
(4) 集合徴収	1,929万件	<ul style="list-style-type: none"> ・来場率が極めて低い(1.0%) ・案内先は、事務所で任意に設定 ・集合徴収案内件数送付を重視 	2,299万件 (19%増)	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な集合徴収の推進 ・来場率の向上のための案内先セグメントの実施

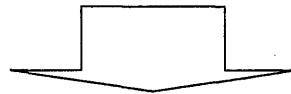
(注1)各納付督促等の目標件数は9月に見直し予定

(注2)国年推進員等(1,112万件訪問で面談率53%、職員は83万件訪問で面談率47%)

【例示】未納者の属性（未納期間等）に応じて催告状の発行方法・内容等を工夫する場合

○ 現行

催告状パターン（未納者の属性）	発行のタイミング	催告状文面の工夫	事務所で把握した所得階層
全未納者共通	納期到来翌月末、指定の都度	同一	区分なし



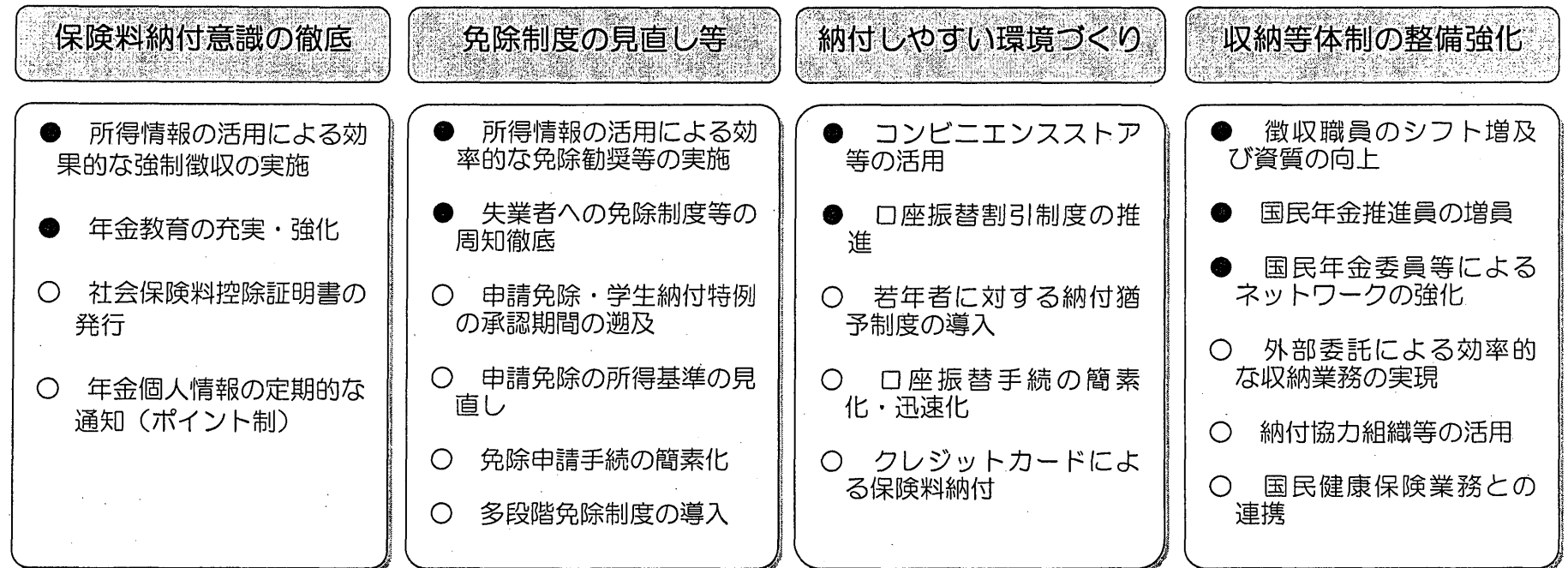
○ 督励モデル（例）

催告状パターン（未納者の属性）	発行タイミング	催告状文面の工夫	事務所で把握した所得階層
免除対象者用	把握後1回のみ発行	免除制度の周知	低所得者
20歳代低所得者用	把握後1回のみ発行	納付猶予・学特の周知	低所得者
初めて未納者用	2か月後に発行	口振案内、障害年金要件	負担能力あり者
2号→1号移行者初回納期未納者用	2か月後に発行	特例免除、口振案内	—
長期未納者用	支払拒否と判断時に文面変更の上発行	強制徴収の警告	負担能力あり者

※ 電話督励についてもパターンによって、文面同様のアナウンス

(2) 具体的な取組み

未納要因を踏まえた個別収納対策



(注) ○…新規着手事項

●…既に着手している事項で、更なる推進等を図る事項

① 保険料納付意識の徹底

● 所得情報の活用による効率的な強制徴収の実施

- ・ 保険料の負担能力が有りながら、世代間連帯の下の納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者について、厳格に強制徴収により対応する。
- ・ 所得情報を活用するとともに効率的な財産調査の普及などにより早期着手、早期完結を図り、督促の無駄を省く。
- ・ これにより、17年度は年間10万件を上回る最終催告状の発行を行う。
- ・ また、できるだけ早期に外部委託の拡大等により生じた人員の一部を強制徴収の要員へシフトさせ、年間60万人程度の方に対して強制徴収が実施できる体制を整備する。

● 年金教育の充実・強化

引き続き年金広報の充実及び年金教育を推進する。また、中学生・高校生に対する年金セミナーの実施規模を拡大する他、大学における年金教育の取組を進める。

○ 社会保険料控除証明書の発行

社会保険料控除申告時の保険料の支払を証明する書類の添付が義務付けられたことに伴い、社会保険料控除証明書を発行する。
【17年11月実施予定】

○ 年金個人情報情報の定期的な通知（ポイント制）

被保険者に保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報を定期的に通知する。その際、保険料納付実績を点数化してお知らせする仕組み（ポイント制）を導入。
【20年4月実施】

② 免除制度の見直し等

● 所得情報の活用による効率的な免除勧奨等の実施

低所得者層であって未納状態となっている方々に対しては、所得情報を活用し、制度の周知や免除申請及び納付猶予申請の勧奨を効率的に行う。

● 失業者への免除制度等の周知徹底

ハローワークと連携し、失業者に対する届出勧奨や免除制度等の周知の徹底を図る。

○ 申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及

申請月の前月からとなっている申請免除・学生納付特例の承認期間の始期を原則として直前の7月・4月に変更。
【17年4月実施】

○ 申請免除の所得基準の見直し

単身世帯の免除基準の緩和など世帯類型の均衡を図る見直し。

【17年4月実施】

○ 免除申請手続の簡素化

経済的な理由により、全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者に対しては、毎年度、申請書を提出しなくても、あらかじめ申請をしておくことにより、所得要件を満たせば免除等の承認を受けることができる仕組みを導入する。

【18年7月実施（受付事務は17年7月から）】

○ 多段階免除制度の導入

負担能力に応じたきめ細かな免除制度の導入（5段階：全額免除、3/4免除、1/2免除、1/4免除、全額納付）。
【18年7月実施】

③ 納付しやすい環境づくり

● コンビニエンスストア等の活用

- ・ 被保険者、特に若年層の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアでの保険料収納を周知する。
- ・ 16年4月から可能となったインターネットバンキングによる保険料収納についても周知を図る。

● □座振替割引制度の推進

□座振替の利用を促進するため、早期に納付すれば割引が適用される□座振替割引制度の推進。

【17年4月実施】

○ □座振替手続の簡素化・迅速化

被保険者の□座振替手続の簡素化及び迅速化を図るため、□座振替申出書の資格取得届出書との一体化等について検討する。

○ 若年者に対する納付猶予制度の導入

低所得である若年者について、親などの世帯主の所得にかかわらず保険料納付を猶予。

【17年4月実施】

○ クレジットカードによる保険料納付

納めやすい環境づくりを進める観点と利用者のニーズに対応していくため、クレジットカードによる国民年金保険料の納付について検討する。

④ 収納等体制の整備強化

● 徴収職員のシフト増及び資質の向上

- ・ 社会保険事務所の国民年金以外の業務部門における業務を外部委託の拡大等により効率化し、国民年金徴収担当職員のシフト増を図る。(16年10月～17年4月1日までに164名のシフト増を実施。17年10月にも可能な限りシフトを予定。)
- ・ 国民年金担当課長等に強制徴収等徴収事務の経験が豊富な職員を配置し、更なる充実を図る。

● 国民年金推進員の増員及び月額給与評価制度の導入

17年度において国民年金推進員542名の増員を図るとともに、17年10月より勤務実績に応じた月額給与の多段階評価制度を導入するなど戸別訪問による納付督促活動を強化する。

● 国民年金委員によるネットワークの強化

地域に根ざした啓発活動を推進するための国民年金委員を平成17年度中に全国20,000人に拡大し、ネットワークの強化を図る。

○ 外部委託による効率的な収納業務の実現

- ・ 17年10月から5カ所の社会保険事務所において、国民年金保険料収納業務にかかる市場化テストのモデル事業を開始する。
- ・ モデル事業の成果を注視しつつ、国の実施する強制徴収等の業務と民間のノウハウをジョイントさせた最適な督促業務体系の構築を検討する。

○ 納付協力組織等の活用

- ・ 都道府県商工会連合会に対する保険料収納業務の委託について、合意した連合会から順次実施する。
- ・ 町内会長等を特別国民年金推進員に任命し、特定地域毎の収納の強化を図る。

○ 国民健康保険業務との連携

- ・ 社会保険事務所と市町村との間で、国民年金と国民健康保険の被保険者情報を相互に提供し、被保険者資格の適正化を図るとともに、適用・納付促進における連携について検討を行う。
- ・ 国民健康保険組合に対し、国民年金への加入や口座振替の周知等の納付促進について協力を依頼する。

⑤ その他

○ 事業実績の公表及び内部表彰による組織内競争意識の醸成

- ・ 17年度より、毎月、社会保険庁LANに事務所毎の行動目標にかかる進捗状況を掲載し、事務所間で共有する仕組みを構築するとともに、納付率の実績が優秀な事務所に対しては、毎年、内部表彰を実施することにより、国民年金徴収事務にかかる職員の意識改革及び活性化を図る。

(3) 行動計画（アクションプログラム）

① 基本的な考え方

- 平成17年度の月別行動計画については、平成17年4月に年度前半を中心とした「第一次行動計画」を策定し、平成17年9月に年度後半に向けた「行動計画（改訂版）」を策定。
- 第一次行動計画は、被保険者数の変動や法律改正事項の影響などの不確定な要素があるため納付対象月数は仮置きとし、年度前半を中心として、納付月数を獲得することを重視した行動目標値により策定。

※ 主な改善点としては、

ア 電話納付督促

- ・委託事業者の全47事務局による官報での公募と接触率80%等の目標値導入
- ・職員による月曜夜間及び土曜の開庁時における督促を徹底

イ 戸別訪問督促

- ・国民年金推進員の増員（542名）と成果主義の導入に基づく好実績者ノウハウの水平展開

ウ 口座振替勧奨（納付督促時）の行動計画への織り込み

- ・口座振替勧奨（納付督促時）を5つめの督促業務として、従来の実績管理から目標値管理に変更

エ 督促フローチャートの作成

- ・督促結果による次の督促への連携を意識したフローチャート作成

② 目標数値

ア 目標納付率等

	17年度目標 (①)	16年度実績 (②)	差引 (①-②)
納付率	69.5%	63.6%	5.9%
納付月数	1億4,497万月	1億3,111万月	1,386万月
納付対象月数	2億0,874万月	2億0,613万月	261万月

※ 目標納付対象月数、目標納付月数は9月に見直しを実施

イ 納付督促等の目標件数

	17年度目標 (①)	16年度実績 (②)	差引 (①-②)
電話納付督促件数	927万件	649万件	278万件 (43%)
戸別訪問督促件数	1,778万件	1,341万件	437万件 (33%)
催告状発行件数	4,857万件	4,021万件	837万件 (21%)
集合徴収案内件数	2,299万件	1,929万件	370万件 (19%)
口座振替勧奨件数	1,201万件	—	—

※ 各納付督促等の目標件数は9月に見直しを実施

(4) 収納対策強化事務局の指定 (案)

平成17年度における収納対策強化社会保険事務局として、以下の10事務局を指定し、管下事務所の対策強化と本庁からの指導支援等を徹底する。

⇒ 山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、愛知、長崎

(参考) 指定事務局管内の事務所数 (72事務所)

山形 (5)、茨城 (5)、栃木 (5)、群馬 (5)、埼玉 (7)、千葉 (6)、
神奈川 (13)、岐阜 (6)、愛知 (16)、長崎 (4)

【 強化指定の考え方 】

平成16年度における都道府県の納付率 (現年度分) が、全国の納付率に及ぼした影響度が大きい10事務局

15年度納付率 63.4%



16年度納付率 63.6%

改善幅 0.2%

(改善幅 0.2%に対する影響度)

埼玉	△0.021%	山形	△0.011%
千葉	△0.018%	愛知	△0.011%
神奈川	△0.016%	茨城	△0.011%
長崎	△0.015%	栃木	△0.009%
岐阜	△0.013%	群馬	△0.008%

10事務局分計 △0.133%

[参考]

国民年金の収納対策等の実施スケジュール

事 項	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
目 標			69.5%	74.5%	80.0%
◎行動計画による事業推進	行動計画(アクションプログラム)の実施 17' 新たな保険料徴収ビジネスモデル				
I 負担能力等に応じた納付督促					
1. 免除制度の周知		16. 10 失業者への特例免除の周知(ハローワーク等との連携)			
2. 所得情報の取得(制度改正)		16. 10 所得情報の取得 ; 17. 5 所得情報入手のシステム化			
3. 免除制度の見直し等(制度改正)		17. 4 免除基準の見直し 17. 4 申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及 17. 4 学生納付特例の対象拡大			
4. 免除申請手続きの簡素化		17. 7 免除継続の意向確認 ; 18. 7 申請免除の継続承認			
5. 強制徴収の拡大		15. 11 強制徴収の実施(1万件)	16' 実施(3万件)	17' 強制徴収の拡大(10万人)	(体制構築後、年60万人)
II 納付がしやすい仕組みづくり					
1. コンビニエンスストア等での保険料納付		16. 2 コンビニエンスストアでの保険料納付 16. 4 インターネット・携帯電話による保険料納付			
2. 若年者納付猶予制度の導入		17. 4 若年者納付猶予制度の創設			
3. 口座振替割引制度の導入		17. 4 口座振替割引制度の導入			
4. 多段階免除制度の導入		18. 7 多段階免除制度の導入			
5. クレジットカードによる保険料納付		18' クレジットカードによる納付の検討			
III 効率的な収納体制の構築					
1. 事務の効率化・合理化		14. 4 電話納付督促の外部委託 14. 4 届出書入力業務の外部委託 14. 4 事務センターでの一括処理			
2. 収納事務の外部委託(市場化テスト)		17. 10 市場化テストモデル実施 ; 拡充 (効率化による要員を強制徴収ヘシフト)			
IV 制度に対する信頼の醸成					
1. 年金教育の推進		15. 4 年金教育推進協議会の設置 ; 17' 中学・高校の年金セミナー実施率の拡大(50%) (時期未定)大学における学校教育			
2. 社会保険料控除の手続きの見直し		17. 2 納付額のお知らせの発行 ; 17. 11 社会保険料控除証明書の発行			
3. 未納者に対する加入状況のお知らせ		16. 10 納付状況の通知(催告状に納付月数を表示)			
4. わかりやすい加入状況のお知らせ		20' ポイント制による加入状況のお知らせ			
V その他					
1. 国民年金推進員の増員 (16年度からの3年間で倍増)	1,948人	2,566人	3,108人	3,700人(目標)	
2. 国民年金推進員給与への成果主義導入	17. 10 新給与体系の導入				

※ は、これまでに開始した対策 は、17年度に開始する対策 は、来年度以降に実施(検討)する対策